

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の 一部を改正する法律案（中小企業経営力強化支援法案）

平成24年3月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

（1）支援事業の担い手の多様化・活性化

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。また、中小機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。

これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

（2）海外展開に伴う資金調達支援

承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。

- ①日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。
 - ②中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。
- 国内事業基盤の維持に配慮する。

2. 法律改正の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、①既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し※、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業（クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等）も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。